

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十二日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

#### 広島県人事委員会規則第五号

##### 職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則（昭和四十六年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「同条例」を「給与条例」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

（特地勤務手当を支給しない期間）

第三条の二 次に掲げる公署に勤務する職員には、毎年十一月一日から翌年三月三十一日までの期間（以下「冬期」という。）以外の期間は、特地勤務手当を支給しない。

一 別表第一の口の表に掲げる公署

二 第二条の人事委員会が定める公署（特地公署に限る。）のうち、人事委員会が定めるもの

第四条中「職員」の下に「（前条の規定により特地勤務手当を支給されない職員を除く。）」を加える。

第五条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる公署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与条例第十四条の三第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

一 別表第二の口の表に掲げる公署

二 第二条の人事委員会が定める公署（準特地公署に限る。）のうち、人事委員会が定めるもの

第六条第二項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、前条第三項各号に掲げる公署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与条例第十四条の三第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

##### 別表第一（第二条―第三条の二関係）

イ 一年を通じて特地勤務手当が支給される公署

級別 区分	公署	所在地
二級地	三原警察署鷺浦警察官駐在所	三原市鷺浦町 向田野浦
一級地	山県警察署美和警察官駐在所	山県郡北広島 町移原

山県警察署大朝警察官駐在所	山県郡北広島町大朝
---------------	-----------

備考 この表に定める公署のほか、人事委員会が認めるものについても特地公署とすることができる。

ロ 冬期に限り特地勤務手当が支給される公署

級別 区分	公署	所在地
二級地	広島県立加計高等学校芸北分校	山県郡北広島町川小田
一級地	廿日市警察署吉和警察官駐在所	廿日市市吉和
	山県警察署中野警察官駐在所	山県郡北広島町川小田
	庄原警察署小奴可警察官駐在所	庄原市東城町小奴可
	庄原警察署高野警察官駐在所	庄原市高野町新市

備考 この表に定める公署のほか、人事委員会が認めるものについても特地公署とすることができる。

別表第二（第二条、第五条関係）

イ 一年を通じて特地勤務手当に準ずる手当が支給される公署

区分	公署	所在地
準特地 公署	広警察署豊警察官駐在所	呉市豊町御手洗
	安芸高田警察署北警察官駐在所	安芸高田市美土里町北
	山県警察署箕角警察官駐在所	山県郡安芸太田町上殿
	山県警察署上本郷警察官駐在所	山県郡安芸太田町戸河内
	山県警察署雄鹿原警察官駐在所	山県郡北広島町中祖
	福山北警察署油木交番	神石郡神石高
	福山北警察署豊松警察官駐在所	原町油木
	福山北警察署神龍警察官駐在所	神石郡神石高
	府中警察署矢野警察官駐在所	原町相渡
	三次警察署甲奴警察官駐在所	府中市上下町
	世羅警察署西大田警察官駐在所	三次市甲奴町小童
	世羅警察署大見警察官駐在所	世羅郡世羅町賀茂
		世羅郡世羅町安田

世羅警察署小国警察官駐在所 広島県立加計高等学校 広島県立油木高等学校	世羅郡世羅町 小国 山県郡安芸太田町加計 神石郡神石高原町油木
---	--

備考 この表に定める公署のほか、人事委員会が認めるものについても準特地公署とすることができる。

ロ 冬期に限り特地勤務手当に準ずる手当が支給される公署

区分	公署	所在地
準特地公署	庄原警察署八鉾警察官駐在所	庄原市西城町小鳥原

備考 この表に定める公署のほか、人事委員会が認めるものについても準特地公署とすることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この人事委員会規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(特地公署とされていた公署に勤務する職員の特地勤務手当等の月額等に関する経過措置)

第二条 改正後の職員の特地勤務手当等の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条に定めるもののほか、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第十四条の二第一項に規定する特地公署（以下「特地公署」という。）とされていた公署のうち、人事委員会の定める公署は、平成二十七年三月三十一日までの間、特地公署とする。

2 前項の規定に基づき特地公署とされた公署に施行日の前日から引き続き勤務している職員の給与条例第十四条の二第一項又は第二項の規定による特地勤務手当の月額は、改正後の規則第三条の規定にかかわらず、同日に受けていた給料の月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて同日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額を同日における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間算出率」という。）で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつて同日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたものにあつてはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であつて同日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつ

てはその月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額合計額（以下「経過措置基礎額」という。）に当該公署の同日における級別区分に係る支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 第一項の規定に基づき特地方公署とされた公署に施行日の前日から引き続き在勤している職員（施行日において給与条例第十四条の三第一項に規定する準特地方公署に該当することとなった公署に在勤する職員にあつては、施行日において改正後の規則第五条第三項各号に掲げる公署に該当することとなった公署に在勤する職員に限る。）の給与条例第十四条の三第一項又は第二項の規定による特地方勤務手当に準ずる手当（施行日において改正後の規則第五条第三項各号に掲げる公署に該当することとなった公署に在勤する職員にあつては、毎年十一月一日から翌年三月三十一日までの期間（以下「冬期」という。）以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第五条第二項又は第六条第二項の規定にかかわらず、経過措置基礎額に百分の二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4 前項の規定の適用を受ける職員のうち、施行日において改正後の規則第五条第三項各号に掲げる公署に該当することとなった公署に在勤する職員については、施行日から平成二十六年十月三十一日までの間は、改正後の規則第五条第三項又は第六条第三項の規定は、適用しない。

（特定特地方公署に該当することとなった公署に勤務する職員の特地方勤務手当の月額に関する経過措置）

第三条 施行日の前日において特地方公署とされていた公署のうち、施行日に改正後の規則第三条の二各号に掲げる公署（以下この条において「特定特地方公署」という。）に該当することとなった公署に施行日の前日から引き続き勤務している職員の給与条例第十四条の二第一項又は第二項の規定による特地方勤務手当（第一号に掲げる職員にあつては、冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定特地方公署のうち、人事委員会が定める公署に勤務している職員 平成二十六年十月三十一日までの間（その期間内に当該公署が特定特地方公署に該当しないこととなつた場合にあつては、その該当しないこととなつた日の前日までの間）、経過措置基礎額に当該公署の施行日における級別区分に係る支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

二 前号に掲げる職員以外の職員 平成二十七年三月三十一日までの間（その期間内に当該公署が特定特地方公署に該当しないこととなつた場合にあつては、その該当しないこととなつた日の前日までの間）、経過措置基礎額に当該公署の施行日の前日における級別区分に係る支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

2 前項の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成二十六年十月三十一日まで  
の間は、改正後の規則第三条の二の規定は、適用しない。

(級別区分が下位となった特人公署に勤務する職員の特勤手当の月額に関する経過  
措置)

第四条 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位となった公署に  
同日から引き続き勤務している職員(前条第一項第二号に掲げる職員を除く。)の給与  
条例第十四条の二第一項又は第二項の規定による特勤手当の月額は、改正後の規則  
第三条の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間(その期間内に当該下  
位となった公署が級別区分の異なる特人公署に該当することとなった場合又は特人公署  
に該当しないこととなった場合にあつては、その該当し、又は該当しないこととなつた  
日の前日までの間)、経過措置基礎額に当該公署の施行日の前日における級別区分に係  
る支給割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨  
てた額)とする。